

技術調整会議設置要綱

(設置)

第1条 職員の技術力の向上を図るため、技術調整会議を設置する。

(審議事項)

第2条 技術調整会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 設計積算に関すること。
- (2) 工事等監督に関すること。
- (3) 安全管理に関すること。
- (4) 技術系業務の適正化に関すること。
- (5) 技術研修に関すること。
- (6) その他会長が特に審議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 技術調整会議は、会長及び会員（別表第1に掲げる部の部長をいう。以下「会員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 技術調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名する市長特別顧問をもって充て、副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。
- 3 会長は、技術調整会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 技術調整会議の会議は、会長が招集する。

- 2 技術調整会議は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(代理等)

第6条 会員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させなければならぬ。

- 2 前項の代理人は、会議において会員の権限を有し、その出席は、会員の出席とみなす。
- 3 会員は、必要に応じて説明等のために他の職員を同席させることができるもの。

(作業部会)

第7条 技術調整会議に特定の課題について調整等を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(部会長)

第8条 作業部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

3 部会長又は部会長が指名する者は、作業部会において調整等を行った事項を技術調整会議に報告しなければならない。

4 第4条第3項、第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、部会長の職務、作業部会の会議及び部会員の代理等について準用する。

(分科会)

第9条 作業部会に、専門的事項を検討するために、分科会を置くことができる。

2 分科会の分科会員は、別表第1に掲げる部の職員及び別表第2に掲げる職員のうち、作業部会長が指名するものをもって充てる。

(座長)

第10条 分科会に座長を置き、部会長が指名する。

2 座長は、分科会で検討した事項を作業部会に報告しなければならない。

3 第4条第3項、第5条第1項及び第2項、第6条並びに第8条第2項の規定は、座長の職務、分科会の会議、分科会員の代理等及び座長の代理について準用する。

(庶務)

第11条 技術調整会議、作業部会及び分科会の庶務は、建設部建設総務課において行う。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、技術調整会議、作業部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 技術監理委員会設置要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係、第 9 条第 2 項関係）

環境部 都市部 建設部 港湾部 上下水道局技術部

別表第 2（第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項関係）

環境部環境施設課長 都市部建築計画課長 建設部建設総務課技術・検査担当課長 同道路整備課補修担当課長 同公園建設課長 港湾部港湾整備課長 上下水道局技術部計画課長 同水道管路課長 同下水道管渠課長 同水再生課施設更新担当課長